**消防計画(防火管理規程)**

**１　総則**

1. 目的

この計画は、消防法第８条第１項に基づき、　　　　　　　　　　における防火管理業務に関する必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

1. 適用範囲

この計画は、　　　　　　　　　　に出入りするすべての者に適用する。

**２　出入りするすべての者が守るべき事項**

避難口、避難通路等には避難障害となる物品を存置しない。

防火設備の作動障害となる物品を存置しない。

火気使用設備を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

**３　防火管理者の責務**

防火管理者は、防火管理業務の適正を図るため、常に消防機関と連絡を密にし、次の業務を行う。

1. 消防計画の提出（改正の場合はその都度）
2. 建物及び各消防用設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
3. 建物の収容能力を把握し、収容人員の適正化を図る。
4. 消防用設備等の点検結果報告書の提出
5. 消火訓練及び避難訓練を実施する際、報告書の事前提出
6. 防災教育訓練の指導要請
7. 消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成

し、周知徹底する。

**４　自衛消防隊の編成及び活動等**

|  |  |
| --- | --- |
| 自衛消防隊長 | 　　　　　　　　　　 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 担当者名（職名） | 火災発生時の任務 |
| 通報連絡担当 | 　　　　　　　 | 非常ベルを鳴らす。１１９番に通報する。到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡に当たる。 |
| 初期消火担当 | 　　　　　　　 | 大声で火災が起きたことを周知する。消火器等を使用し、初期消火する。炎が天井に達したら初期消火は中止して避難する。初期消火の成功、失敗を自衛消防隊長に伝える。 |
| 避難誘導担当 | 　　　　　　　 | 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導に当たる。避難誘導は、大声で簡潔に行い、パニック防止に全力を挙げる。 |

**５　火災予防上の自主検査**

建築物、火気使用設備、電気・機械設備等の火災予防上の維持管理を図るため、自主検査を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 自主検査実施者 | 　　　　　　　　　　 |
| 自主検査実施時期 | 　　月 | 　　月 |

**６　消防用設備等の法定点検及び整備、消防用設備等の自主点検について**

防火管理者は、消防用設備等の法定点検実施時に立会う。

点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を立て、す

みやかに整備する。

点検結果の記録は防火管理維持台帳等に編冊して保存する。

点検は、　　　　　　　　　　（TEL:　　　　　　　　　　）に委託する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検時期 | 　　月 | 　　月 |

**７　台風の接近、大雨、洪水、暴風、地震等の災害対策**

台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予想される場合、防火管理者は、

テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、気象情報や行政機関からの情報収集を行

い、必要に応じ、出入りするすべての者に伝達する。

　地震時における活動は、自衛消防活動のほか、次の事項について行う。

1. 日常の地震対策

各火元責任者は、地震時の災害を防止するため、火気使用設備器具の周辺を常に整理整頓する。

じゅう器及び収容物の転倒防止措置、落下防止措置等を講じる。

1. 地震発生時の対策

各火元責任者は、それぞれ担当区域の火気使用設備の使用停止を行うとともに、その確認を行う。

自衛消防隊通報連絡員は、周辺の被災状況を把握するとともに、情報を積極的に収集し、その対応措置を講ずる。

自衛消防隊通報連絡員は、発災場所の状況を把握し、重要な施設等の消火活動に当たる。

自衛消防隊避難誘導員は、出入りするすべての者を指定避難場所へ誘導する。

1. 地震発生後の対策

各火元責任者は、建物、火気使用設備等の点検検査及び応急措置を行うとともに、安全性を確認後、防火管理者の許可を得て、使用を開始する。

|  |  |
| --- | --- |
| 火元責任者 | 場所 |
| 　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　 |

**８　増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事における安全対策**

1. 防火管理者は増築等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。

(2)　防火管理者が工事に立ち会う。

(3)　工事人に指定された場所以外では火気の使用をさせない。

(4)　工事人が危険物類を使用する場合は、その都度防火管理者の承認を受ける。

(5)　工事人に対して作業現場ごとに、火気管理責任者を指定する。

**９　防災教育**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防災教育実施時期 | 　　月 | 　　月 |

※防災教育が必要と認めるときは、その都度行う。

1. 防災教育の内容
2. 消防計画の周知徹底
3. 火災予防上の遵守事項
4. 防火管理に対する各自の任務及び責任の周知徹底
5. 安全作業等に関する基本的事項
6. 震災対策に関する事項
7. その他火災予防上必要な事項

**１０　消防訓練**

消火訓練又は通報訓練若しくは避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を西春日井広域事務組合消防本部予防課へ消防訓練報告書を提出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消火訓練 | 　　月 | 　　月 |
| 通報訓練 | 　　月 |
| 避難訓練 | 　　月 | 　　月 |

※消火訓練、避難訓練は年２回以上実施する。

**１１　その他防火管理に関し必要な事項**

　　　　　　　　　　の防火管理業務の一部は、　　　　　　　　　　（TEL：　　　　　　　　　　　）に委託する。

**附則**この計画は、　　年　　月　　日から施行する。